

# 2012年度エコロ福祉基金（一般助成）応募要項

生活クラブ 虹の街

## 1. 助成の目的

急激に進行する少子高齢社会において人々が安心して地域の中で暮らして行くためには、生活協同組合や地域の NPO 団体など、地域の市民が主体となった団体が先駆的な活動を実践し、積極的にとりくんでいくことが極めて重要です。そのことが行政の施策にも影響を及ぼし、より、自分達の将来に見合ったシステムづくりにつながることを考えます。

生活クラブ虹の街では、このような地域の市民が主体となった活動を支援することを目的とし、高齢者・障がい者・次世代育成を支援する活動をしている団体に対し助成を行うエコロ福祉基金を設置しました。

## 2. 助成する事業(活動・研究)

地域の団体による以下の活動および調査・研究

### (1) 活動助成

- ① 高齢者・障がい者・子育て中の生活を支援したり、自立を図る活動
- ② 高齢者・障がい者・次世代育成を支援する施設の改装・改築、備品の購入
- ③ 高齢者・障がい者・次世代育成に関わる企画等の開催および冊子等の作成
- ④ その他、助成事業の目的に沿うと判断できる活動

### (2) 研究助成

- ① 高齢者・障がい者・子育て中の人々が安心して暮らしていける地域づくりにつながる調査・研究

## 3. 応募の資格

### (1) 応募できる団体

千葉県内の各地域で活動をしている団体

### (2) 応募できる件数

一団体につき活動助成または研究助成のいずれか 1 件に限ります。

### (3) 公開プレゼンテーション参加

一次審査を通過した団体は 2013 年 1 月 26 日 (土) に開催予定の公開プレゼンテーションに参加していただきます。出席いただけない場合は棄権となりますのでご了解ください。

### (4) 助成事業実施期間

2013 年 1 月 1 日から 2013 年 12 月 31 日までとします。

## 4. 審査基準

- (1) 助成の必要性、緊急性が高い活動、先駆性の高い活動や調査研究を優先します。
- (2) 助成をする案件が公的機関または他の民間機関から助成と重複しないことを条件とします。
- (3) 詳細な計画と適正に見積もられた予算による活動であることが必要です。
- (4) 通常の運営費など経常経費についても対象とします。

## 5. 助成額

- (1) 助成金枠の総額は 200 万円です。
- (2) 1 件あたりの上限は 30 万円とします。

## 6. 応募の方法

### (1) 応募用紙の提出

- ・ 所定の応募用紙に必要事項を記載し、できる限りメールで提出して下さい。
- ・ 10 月に行われる組合員投票用チラシの原稿も合わせて提出ください。

### 【提出先】

メールの場合 ※10/1 9:00 まで

アドレス：[tomohiro.itou@s-club.coop](mailto:tomohiro.itou@s-club.coop) エッコロ福祉委員会 組織部 伊藤宛

※件名を「エコロ福祉基金助成申込」として下さい。

**郵送の場合 ※9/30 必着**

〒261-0011 千葉県美浜区真砂 5-21-12

生活クラブ虹の街 エッコロ福祉委員会 組織部 伊藤智裕宛

※封筒の表に必ず「エコロ福祉基金助成申込書在中」と記載して下さい。

(2) 添付書類

- ・ 定款、規約、事業活動報告書、収支状況報告書などの概容がわかる書類を添付ください。

(3) 応募書類の取り扱い

応募用紙などの応募書類は返却しませんので、お手元にコピーを残してください。

(4) 応募期間

2012年7月1日(日)～9月30日(日)

- (5) 申し込み〆切 郵送は 2012年9月30日(日) 必着、メールは10/1(月) 午前9:00 までとします。

## 7. 審査および助成金の給付

(1) 審査の流れ

- ① 審査に先だって10月～11月にかけてエコロ福祉委員会と地域の組合員役員による調査を行います。電話による聞き取りや訪問などで今回の助成に関するお話を伺ったり、必要のある場合にはさらに詳しい書類の提出をお願いすることがありますのでご協力下さい。
- ② 2005年より組合員による投票制度を導入しています。原稿の協力をお願いします。
- ③ 審査はエコロ福祉委員会および生活クラブ担当役員で構成される審査会で行います。書類審査による一次審査を行い、結果は12月上旬には応募団体に個別に連絡します。
- ④ 最終審査の前に一次審査通過団体を対象に公開プレゼンテーションを行います。

2013年1月26日(土) 10:00～12:30頃 会場：未定

・ 応募者1件につき数分程度のプレゼンテーションを行っていただきます。

・ 開催の案内や準備等詳細については後日個別に連絡いたします。

- ⑤ 最終審査は公開プレゼンテーション終了後に行い、生活クラブ理事会を経て助成団体を決定します。結果は1月下旬頃に文書で通知します。
- ⑥ 助成決定後、生活クラブ組合員への報告紙作成のため、助成団体報告として原稿の提出を依頼します。詳細は助成決定の通知と共に連絡いたしますのでご協力下さい。

(2) 助成金の給付

助成金は申請者の意志を確認の上、指定された金融機関の預金口座に2012年2月中に振り込みます。

(3) 助成事業への広報について

地域の主体的な活動を、地域の多くの人々が支援することの必要性を伝え、その仕組みを作っていくことが必要です。その一環として、以下の広報活動についてご協力をお願いします。

- ・ 助成事業として冊子・広報物作成の場合は、紙面中に「生活クラブ虹の街エコロ福祉基金2013年助成事業」であることを原則掲載するようにしてください。
- ・ また当方にて、助成事業であることを示すステッカーと缶バッジを作成し、助成事業の内容に応じて団体に配布しますので、活動中等に使用してください。

(4) 報告書の提出

- ・ 助成事業の終了後2週間以内に、当該の事業についての決算書および報告書を提出していただきます。

\* 報告書原稿の提出締め切りについてのお願い \*

2月配布の組合員向けの報告書作成のために、2013年12月13日(木)までに原稿の提出のご協力をお願いいたします。ただし、助成事業が終了していない場合はご相談いただければ、対応いたします。

## 8. 応募の無効、助成金の返還

提出物などの提出期限をお守りいただけなかった場合は助成対象から除外させていただく場合があります。また助成金給付が決定した後、趣旨に反しない範囲で一部内容や時期の変更があった場合は、その都度下記に届け出て下さい。届け出なく変更された場合は給付金の返還を求めるとしますのでご注意ください。

【問合せ先】生活クラブ虹の街 組織部・伊藤まで

TEL: 043-278-7172 fax: 043-279-7490 アドレス: [tomohiro.itou@s-club.coop](mailto:tomohiro.itou@s-club.coop)